

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「ひと・みどり いきいき輝く美しき郷」再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

島根県
邑智郡 美郷町

3. 地域再生計画の区域

島根県 邑智郡 美郷町の全域

4. 地域再生計画の目標

美郷町は、島根県のほぼ中央に位置し、町域内を中国地方随一の「中国太郎」と異名をとる一級河川・江の川が貫流している。江の川の沿岸部では浸食によって形成された急峻で起伏に富んだ地形となっており、その谷間や氾濫原に集落が形成されている。

また、北西部には標高 300m 前後の丘陵地帯が広がっており、東部には標高 400m から 700 m の急峻な山々が中国山脈へと連る地形で、町面積の 89% を森林が占めている。

本町の人口は昭和 35 年の 15,460 人を最高に現在の 5,656 人と減少の一途をたどり、過疎化が進行している状況にある。特に、若年層の都市部流出が著しく、人口減少化率や高齢化率で島根県下でも 1・2 を争う本町では、中山間地域の農地や森林を守ってきた集落が存続の危機にさらされる状況となっている。

基幹産業である農業については、米を中心とした、畜産・野菜・花卉等を組み合わせた複合経営であるが、米価格低迷の影響または農業従事者の高齢化に伴い、生産量の減少、農家数の減少が進み深刻な問題となっている。さらに、作物を生産する上で農地に有害獣の野生猪や野生猿の被害も多い。野生猪については駆除を行い、林地・農地の荒廃を防ぐとともに、その猪肉を利用した生産加工を実施している。この猪肉は「おおち山くじら」としてブランド化に成功しつつあるものの、被害を撲滅するに至らず、農業生産意欲の減退の原因となっており、農地の耕作放棄が増大している。

また、林業についても、国産材価格の低迷による森林所有者の関心の低下、林業の担い手の高齢化や減少により放置森林が増加している。

こうした中、本町では平成17年度に地域再生計画を策定し、林道による適正な森林整備や、集落から町中心部の往来時間の短縮による物流の促進・人的交流など、「道・林・農・住」での安全・安心で地域生活に密着した山村地域の再生の構築を図ってきたところである。

しかしながら、前回計画における整備区域以外の地域においては、いまだ道路網が脆弱であり、地域住民が安心して利用しているとは言い難くさらなる整備の必要がある。

このため本地域再生計画では町道と林道の一体的な整備とともに各種事業を実施することにより、住みよい生活環境の整備と林業の振興による雇用を創出し、さらには町中心部と集落との交流を活性化し、地域の一体的発展・活性化・再生を図る。

【数値目標】

(目標1) 林道開設による適正な森林整備

要間伐森林面積 7.01ha の内 60%の間伐実施

(目標2) 安心・安全で快適な道路整備 (危険箇所ポイントを0にする)

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1. 全体の概要

山村エリアと市街地エリアを結ぶ「林道河木谷線」では落石等危険な箇所が点在しており、農林産物の物流を効率化するうえで支障を来していることと、地域の課題となっている林野において手入れ不足森林の解消を図る上で必要な法面改良工事を行う。

また、「林道一本木線」については、林道開設を行うことにより、保育等の施行による林産物の供給だけでなく、水源涵養機能や国土保全機能の高度化にも資するものである。

町道を改良する「八神千原線」、「久保線」、「都賀西都賀行線」及び「飯谷線」においても落石等危険な箇所が多数あり、また、中山間地域特有の社会現象から、地域の活力が低下し、自治会のコミュニティ意欲が薄れてきている。このため、拡幅工事や法面改良工事を行い、離合不可能な箇所の解消と安全な道路の確保を図ることにより、山村エリアと市街地エリアとの人と物の流通を活性化させ、このような集落の現状に歯止めをかけ、集落の再生と地域資源の活用を目指し、集落、自治会、公民館単位等における連携促進に

よる新たなコミュニティの創設を図る。

以上のことを実践し、安全安心で生活に密接した山村地域の再生を図る。

5-2. 特定政策課題に関する事項 (地域再生法第5条第4項第3号の事項を記載する場合のみ)

該当なし

5-3. 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

● 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

○市町村道：道路法に規定する町道認定年月日は以下の通り。

- ・町道八神千原線 : 昭和62年6月24日 町道認定 (旧邑智町)
- ・町道久保線 : 昭和62年6月24日 町道認定 (旧邑智町)
- ・町道都賀西都賀行線 : 昭和57年7月24日 村道認定 (旧大和村)
- ・町道飯谷線 : 昭和57年7月24日 村道認定 (旧大和村)

○林道：森林法による江の川下流地域森林計画（平成16年4月策定）に路線を記載。

- ・林道河木谷線 : 昭和50年4月 1日 林道認定 (旧邑智町)
- ・林道一本木線 : 平成14年8月20日 林道認定 (旧大和村)

[施設の種類の(事業区域)実施主体]

- ・市町村道 (美郷町) 美郷町
- ・林 道 (美郷町) 美郷町

[事業期間]

- ・市町村道 (平成23～26年度)
- ・林 道 (平成22～26年度)

[整備量及び事業費]

- ・市町村道 12.5km、林道2.12km
- ・総事業費 616,778千円 (うち交付金308,389千円)

市町村道	320,000千円（うち交付金 160,000千円）
林道	296,778千円（うち交付金 148,389千円）

5-4. その他の事業

- ・水と緑の森づくり（第2期対策）：事業主体（島根県）
平成22年度から5年間にわたり、荒廃した森林をよみがえらせ、水をはぐくむ緑豊かな森を次の世代に引き継いでいくことを目的に、不要木伐採・広葉樹の植栽・管理道の開設などを行う。
- ・集落支援員制度：事業主体（美郷町）
各地域において集落支援員を配置し、少子高齢化で直面する諸課題を解決するため、集落の現状を把握し、連合自治会と連携して解決対策を探る。
- ・若者定住促進事業：事業主体（美郷町）
高齢化率・人口減少率ともに高レベルな当町の現状を踏まえ、若者定住住宅を建設し、地域コミュニティの活性化を図る。
- ・鳥獣害対策事業：事業主体（美郷町）
林地・農地の荒廃を防ぐとともに、猪肉を利用した生産加工を実施している。これにより新規雇用の創出を図るとともに、肉は「おおち山くじら」としてブランド化されている。

6. 計画期間

平成22年度～26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標についての調査を行い、評価・公表する。また、必要に応じて事業の内容を再検討するために町及び関係機関で構成する「地域再生協議会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等行う。